

## 電気通信設備工事に係る機器管理費の積算が過大

1件 不当金額(支出) 172万円

### 1 交付金事業の概要

佐賀県は、令和元、2両年度に、防災・安全交付金(河川)事業として、唐津市相知町地内の伊岐佐ダムにおいて、老朽化したダム管理用制御処理設備を更新することを目的として、貯水位計計測装置、放流操作装置等を製作するなどの電気通信設備工事を契約額1億1457万円(交付対象事業費1億1102万円、交付金交付額4395万円)で実施した。

同県は、電気通信設備工事費の積算を同県が制定した「電気通信関係標準積算基準及び積算資料」(以下「積算基準」)に基づいて行っており、積算基準によれば、電気通信設備工事費における機器間接費のうち、機器の施工現場での適切な管理等に要する経費である機器管理費は、機器単体費の合計(以下「対象額」)に、対象額に応じて算出される機器管理費率を乗じて算定することとされている。そして、機器の製作のみを行う場合等には、上記の機器管理費率に補正係数を乗じて補正を行うこととされている。

### 2 検査の結果

同県は、当初、貯水位計計測装置等の機器を製作して、ダム管理所内に据え付けることとしていたが、その後、本件ダム管理用制御処理設備に接続する操作盤の更新工事の発注が遅れたことによって工事期間中に機器の据付け後に行う機器調整のための期間を確保することができない状況となった。このため、本件工事では当該機器の据付けを行わないこととし、製作のみを行うこととするなどの設計変更を行い、機器管理費については対象額に機器管理費率7.08%を乗じて算定するなどして電気通信設備工事費を1億2449万円と算定していた。そして、同県が制定した「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」に基づき、電気通信設備工事費1億2449万円に、当初の電気通信設備工事費に対する当初の契約額の割合である落札率を乗ずるなどして、契約額を1億1457万円と算定し、これにより変更契約を締結していた。

しかし、積算基準によれば、本件工事のように機器の製作のみを行う場合には、機器管理費率に補正係数0.5を乗じて補正を行うこととされているのに、同県は、この補正を行っていなかった。

したがって、機器管理費率7.08%に補正係数0.5を乗じて補正を行うなどして適正な電気通信設備工事費を算定すると1億1960万円となり、これに基づき適正な契約額を算定すると1億1006万円(交付対象事業費1億0665万円)となることから、本件契約額1億1457万円(交付対象事業費1億1102万円)は、これに比べて450万円(交付対象事業費436万円)過大となっており、これに係る交付金相当額172万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
佐賀県	佐賀県	防災・安全交付金 (河川)	令和 元、2	円 1億1457万 (1億1102万)	円 4395万	円 450万 (436万)	円 172万